

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年7月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

ふじさんっこ応援キャンペーン実施業務委託

(2) 業務内容等

ア 子育て応援キャンペーンの実施

(①) 県民へのふじさんっこ応援隊の周知

(②) ふじさんっこ応援隊の参加促進

イ 子育て優待カードキャンペーン

しづおか子育て優待カード協賛店舗で買い物をした方に、抽選で賞品を贈呈

(③) 協賛店舗への賞品提供依頼（依頼文送付、回答整理、賞品提供店舗からの情報整理等）

(④) パンフレットやタブロイド紙等広報紙の作成

(⑤) キャンペーンサイトの開設

(⑥) 事務局運営（応募受付、応募者データ整理、商品発送等）

ア、イ キャンペーン共通

(⑦) キャンペーン広報

(3) 請負価格の限度額

7,767千円（税込み）

2 請負期間

請負日から令和3年2月26日まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「イベント」の営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階
静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課
電話番号 054-221-3485 FAX 054-221-3521 E-mail kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和2年7月14日（火）から令和2年7月16日（木）までの日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 参加表明書：令和2年7月31日（金）午後5時まで 郵送又は持参（必着）
企画提案書：令和2年8月3日（月）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。